

附則第一項ノ次ニ左ノ五項ヲ加ブ
會計法戰時特別ニ依リ朝鮮總督府
特別會計ニ屬スル食糧ノ生產ヲ確
保スル爲ノ補給金ヲ本會計ニ屬セ
シメタル場合ニ於テハ當該補給金
ハ一年内ニ償還スベキ證券ヲ以テ
其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付ス
前項ノ證券ハ無記名證券トス

第三條第三項及第四條ノ規定ハ第
二項ノ證券ノ發行及割引ニ付、第
五條ノ規定ハ第二項ノ證券ノ借換
(借換ノ爲シタル借入金及借換
ノ爲表行シタル證券ノ借換ヲ含ム)
ニ付之ヲ準用ス

前項ニ於テ准用スル第三條第三項及
第五條ノ規定ニ依る證券及借入金ノ
額ハ通じテ最萬三億五千萬圓トス

第七條ノ規定ハ前項ノ證券及借入
金ニ關スル國債整理基金特別會計
ヘノ繰入ニ付之ヲ准用ス

第六條 臨時軍事費特別會計法中左
ノ通改正ス

第四條ヲ第五條トシ第三條ヲ第四
條トス

第三條 外國ニ於テ支拂フ爲ス臨
時軍事費支辨ノ爲ノ借入金ノ利
子ハ之ヲ臨時軍事費ト看做シ本
會計ノ所屬トス

前項ノ借入金ノ利子ニ付テハ國
債整理基金特別會計法第一條第
一項ノ規定ヲ適用セズ

附則
本法ハ昭和二十年度ヨリ之ヲ施行ス
但シ第三條、第四條及第六條ノ規定
ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ大東亞戰爭ニ際
シ國家ノ政策ニ即シ在外資金ノ調
達運用ヲ爲スコトヲ目的トス
外資金庫ハ法人トス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ主タル事務所ヲ
東京都ニ置ク
外資金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人
ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムル
コトヲ得

第三條 外資金庫ノ資本金ハ五千萬
圓トス
第四條 政府ハ五千萬圓ヲ外資金庫
ニ出資スベシ
前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ
之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依り交付スル國債證
券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大
藏大臣之ヲ定ム

第五條 出資ノ第一回ノ拂込金額ハ
出資金額ノ五分ノ一ヲ下ラザル額
トシ第二回以後ノ出資ノ拂込ノ時
期及金額ハ外資金庫主務大臣ノ認
可ヲ受ケテ之ヲ定ム

第六條 外資金庫ハ定款ヲ以テ左ノ
事項ヲ規定スベシ

二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 資本金額及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第七條 外資金庫ハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ登記ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項
ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得

第八條 外資金庫ニハ所得税、法人
稅及營業稅ヲ課セズ
都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズ
ベキモノハ外資金庫ノ事業ニ對シ
ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
外資金庫ハ法人トス

附則
本法ハ昭和二十年度ヨリ之ヲ施行ス
但シ第三條、第四條及第六條ノ規定
ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ大東亞戰爭ニ際
シ國家ノ政策ニ即シ在外資金ノ調
達運用ヲ爲スコトヲ目的トス
外資金庫ハ法人トス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ主タル事務所ヲ
東京都ニ置ク
外資金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人
ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムル
コトヲ得

第三條 外資金庫ノ資本金ハ五千萬
圓トス
第四條 政府ハ五千萬圓ヲ外資金庫
ニ出資スベシ
前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ
之ヲ爲スコトヲ得

第五條 出資ノ第一回ノ拂込金額ハ
出資金額ノ五分ノ一ヲ下ラザル額
トシ第二回以後ノ出資ノ拂込ノ時
期及金額ハ外資金庫主務大臣ノ認
可ヲ受ケテ之ヲ定ム

第六條 外資金庫ハ定款ヲ以テ左ノ
事項ヲ規定スベシ

二 事務所ノ所在地
三 事務所ノ所在地
四 資本金額及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第七條 外資金庫ハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ登記ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項
ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得

第八條 外資金庫ニハ所得税、法人
稅及營業稅ヲ課セズ
都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズ
ベキモノハ外資金庫ノ事業ニ對シ
ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
外資金庫ハ法人トス

附則
本法ハ昭和二十年度ヨリ之ヲ施行ス
但シ第三條、第四條及第六條ノ規定
ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ大東亞戰爭ニ際
シ國家ノ政策ニ即シ在外資金ノ調
達運用ヲ爲スコトヲ目的トス
外資金庫ハ法人トス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ主タル事務所ヲ
東京都ニ置ク
外資金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人
ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムル
コトヲ得

第三條 外資金庫ノ資本金ハ五千萬
圓トス
第四條 政府ハ五千萬圓ヲ外資金庫
ニ出資スベシ
前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ
之ヲ爲スコトヲ得

第五條 出資ノ第一回ノ拂込金額ハ
出資金額ノ五分ノ一ヲ下ラザル額
トシ第二回以後ノ出資ノ拂込ノ時
期及金額ハ外資金庫主務大臣ノ認
可ヲ受ケテ之ヲ定ム

第六條 外資金庫ハ定款ヲ以テ左ノ
事項ヲ規定スベシ

二 事務所ノ所在地
三 事務所ノ所在地
四 資本金額及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第七條 外資金庫ハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ登記ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項
ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得

第八條 外資金庫ニハ所得税、法人
稅及營業稅ヲ課セズ
都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズ
ベキモノハ外資金庫ノ事業ニ對シ
ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
外資金庫ハ法人トス

附則
本法ハ昭和二十年度ヨリ之ヲ施行ス
但シ第三條、第四條及第六條ノ規定
ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ大東亞戰爭ニ際
シ國家ノ政策ニ即シ在外資金ノ調
達運用ヲ爲スコトヲ目的トス
外資金庫ハ法人トス

外資金庫法
第一章 總則
第一條 外資金庫ハ主タル事務所ヲ
東京都ニ置ク
外資金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人
ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムル
コトヲ得

第三條 外資金庫ノ資本金ハ五千萬
圓トス
第四條 政府ハ五千萬圓ヲ外資金庫
ニ出資スベシ
前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ
之ヲ爲スコトヲ得

第五條 出資ノ第一回ノ拂込金額ハ
出資金額ノ五分ノ一ヲ下ラザル額
トシ第二回以後ノ出資ノ拂込ノ時
期及金額ハ外資金庫主務大臣ノ認
可ヲ受ケテ之ヲ定ム

第六條 外資金庫ハ定款ヲ以テ左ノ
事項ヲ規定スベシ

二 事務所ノ所在地
三 事務所ノ所在地
四 資本金額及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第七條 外資金庫ハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ登記ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項
ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得

第八條 外資金庫ニハ所得税、法人
稅及營業稅ヲ課セズ
都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズ
ベキモノハ外資金庫ノ事業ニ對シ
ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
外資金庫ハ法人トス

第一項ニ規定スル委員会ニ關シ
重要ナル事項ヲ調査審議スル爲
資金収支特別方策委員會ヲ置ク
規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十條ノ十三國民財務省強度委員會ノ
圓滑ナル運営ヲ圖ル爲目的府政及
市町村ニ國民財務委員會ニ關スル
タコトヲ得
國民財務委員會ニ關スル規程
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
改ム

第十四條ノ五中「及第十條ノ五第一
項ニ規定スル證券ニ」ヲ「第十條ノ
第一項ニ規定スル證券及第十條ノ
十二第二項ニ規定スル證票ニ」ニ
改ム

第十四條ノ六 左ノ各號ノ一ニ該當
スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所
ニ依リ有價證券移轉税ヲ課セズ
ニ關シ國債證券其ノ他ノ有價證券
ノ移轉アリタルトキ

二 第十條ノ五第一項、第十條ノ
七、第十四條第二項又ハ第十四
條ノ三第二項ノ割増金ノ支拂ニ
關シ國債證券其ノ他ノ有價證券
ノ移轉アリタルトキ

三 第十條ノ十二第一項ノ當金
ノ支拂ニ關シ國債證券其ノ他ノ
有價證券ノ移轉アリタルトキ
第十八條第五號及第十八條ノ一中
〔第十六條〕ノ上ニ「第十條ノ十二第一
項又ハ」ヲ加フ

附 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ
以テ之ヲ定ム

戰時金融金庫法中改正法律案
〔第二十條〕ノ〔三十條〕ニ改ム

本法ハ公布ノ日より之ヲ施行ス
附則

生命保険中央會法案
第一章 總則
第一條 生命保険中央會ハ生命保
險制度ノ適切ナル運営ニ資スルコト
ヲ目的トス
生命保険中央會ハ法人トス
第二條 生命保険中央會ハ主タル事
務所ヲ東京都ニ置ク
生命保険中央會ハ主務大臣ノ認可
ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ
設置スルコトヲ得
第三條 生命保険中央會ハ保険會社
其ノ他主務大臣ノ指定スル者ヲシテ
ヲ受ケ必要トス事由發生シタル場合
ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法
用ニ關シ之ヲ信託會社ト看做ス
ヲ課セズ

生命保険中央會ハ其ノ行フ信託業
務ニ付テハ租稅ニ關スル法令ノ適
用ニ關シ之ヲ信託會社ト看做ス
付テハ評議員ニ請問スベシ
第十一條 生命保険中央會ニ付解散
ヲ必要トスル事由發生シタル場合
ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法
律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 生命保険中央會ニ非ザル
者ハ生命保険中央會又ハ之ニ類似
スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十三條 民法第四十四條、第五十
八條、第五十四條及第五十七條ニ
依リ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法
律ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 生命保険中央會ニ付員ト
シテ理事長副理事長各一人、理事
三人以上、監事二人以上及評議員
若干人ヲ置ク

第十五條 理事長ハ生命保険中央會
ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

第九條 生命保険中央會ハ主務
大臣所ニ依リ登記ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項
ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十條 生命保険中央會ニハ營業稅
ヲ課セズ

生命保険中央會ハ其ノ行フ信託業
務ニ付テハ租稅ニ關スル法令ノ適
用ニ關シ之ヲ信託會社ト看做ス
付テハ評議員ニ請問スベシ
第十六條 理事長、監事及評議員ハ
主務大臣之ヲ命ズ
理事長ハ主務大臣ノ定ムル事項ニ
付テハ評議員ニ請問スベシ
第十七條 理事長、副理事長及理事
ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事
務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又
ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
トス

第十八條 理事長、副理事長及理事
ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ
但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルト
キハ此ノ限り在ラズ

第十九條 生命保険中央會ハ左ノ業
務ヲ行フ

一 生命保険ニ於ケル戰爭危險
(戰爭其ノ他ノ變亂ニ因ル死亡ヲ
謂フ以下同ジ)ノ再保險ノ引受及
保險ノ引受

二 標準下體生命保險ノ引受及
第一號及前號ニ掲タルモノヲ
標准下體生命保險ノ再保險ノ引
受

三 第一號ノ外生命保險ノ再保險ノ引
受

四 第一號ノ外生命保險ノ再保險ニ關
除クノ外生命保險ノ再保險ノ引
受

五 前各號ノ業務ニ附帶スル業務
スル取引

第六條 生命保険中央會ハ出資ニ對
前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ
之ヲ爲スコトヲ得

第七條 出資者ハ定款ノ定ムル所ニ
令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 生命保険中央會ハ出資ニ對
前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ
之ヲ爲スコトヲ得

第九條 生命保険中央會ハ主務
大臣之ヲ定ム

第十條 生命保険中央會ハ定款ノ以
シテ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

第十條 理事長ハ生命保険中央會
ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

第十條 理事長ハ生命保険中央會
ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

第十條 理事長ハ生命保険中央會
ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

第十條 理事長ハ生命保険中央會
ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

第十條 理事長ハ生命保険中央會
ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

第十條 理事長ハ生命保険中央會
ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ
依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基金及資產ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 經理ニ關スル事項
八 告白ノ方法
定款ノ〔更ハ主務大臣ノ認可ヲ受
け〕

其ノ他生命保險中央會ノ業務ニ協力セシムル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十六條 保険會社ハ生命保險契約ニ別段ノ定アルトキト雖モ命令ヲ以テ定ムル金額ニ付テハ戰爭危險ニ因ル保険金ノ支拂ノ責ヲ免ルコトヲ得ズ
保険會社ハ其ノ引受ケタル生命保險ニ於ケル戰爭危險ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ生命保險中央會ノ再保險ニ付スベシ

第四章 經理

第二十七條 生命保險中央會ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十八條 生命保險中央會ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務ニ基ク取扱ト其ノ他ノ收支トヲ區分經理スベシ

前項ノ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 生命保險中央會ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ主務大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第三十條 生命保險中央會戰爭危險ノ保険ニ關スル業務以外ノ業務ニ因リテ得タル剩餘金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第三十一條 生命保險中央會ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務以外ノ業務ニ因リテ得タル剩餘金中ヨリ準備金ノ積立ヲ爲スベシ

第三十二條 生命保險中央會ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ之ヲ爲ス

超過セザルトキハ政府ノ配當ヲ爲スコトヲ要セシ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セ

第五章 業務

ズバ命保險中央會ハ每事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ達セザル場合ニ於テ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 生命保險中央會ハ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務ニ因リテ得タル剩餘金ヲ特別ノ準備金トシテ積立ツベシ

前項ノ準備金ハ之ヲ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務ニ因リテ受ケタル損失ノ填補ニ充ツベシ

前項ノ規定ニ依ル損失ノ填補ニ充ツル所仍第一項ノ準備金ニ剩餘リ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務ニ因リテ受ケタル損失ニ對シ政府ヨリ受ケタル補償金ノ償還ニ充ツベシ

前項ノ規定ニ依ル補償金ノ償還ニ充ツル所仍第一項ノ準備金ニ剩餘アルトキハ之ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務ニアルトキハ之ヲ第二十六條第二項ノ規定ニ依リ生命保險中央會ノ再保險ニ付シタル保險會社ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル方法ニ付リ返戻スベシ

第三十四條 政府ハ生命保險中央會ニ對シ業務大半ノ認可ヲ受ケタルトキハ當該業務ニ因リテ受ケタル方法ニ付リ返戻スベシ

前項ノ規定ニ依リ生命保險中央會ニ付シタル保險會社ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル方法ニ付リ返戻スベシ

第三十五條 本法ニ規定セザル業務ヲ行ヒタルトキ

第三十六條 政府ハ生命保險中央會ノ借款金中五億圓ヲ限り其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第三十七條 法人稅法ニ依ル利益ノ計算ニ付テハ第三十四條ノ補償金ハ總益金ヨリ、同條ノ損失ハ總損金ヨリ之ヲ控除ス

第三十八條 生命保險中央會ハ主務大臣之ニ監督ス

第三十九條 生命保險中央會借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルベシ

第四十條 主務大臣ハ生命保險中央會ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十一条 生命保險中央會ハ業務開始ノ際保險約款、業務ノ方法並ノ財產利用ノ方法ヲ算出方法並ノ認可ヲ受ケタル方法ニ付スルトキ亦同ジ

主務大臣ハ保險契約者、被保險者又ハ保險金ヲ受取ルベキ者ノ利益ヲ保護スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ變更認可ノ際現ニ存スル保險契約ニ付テ亦將來ニ向ツテ其ノ變更ノ效力ノ及ブモノトキハ當該業務ニ從事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者生命保險中央會ノ戰爭危險ノ保険ニ關スルモノノヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十二条 主務大臣ハ生命保險中央會職員、生命保險中央會ノ業務ノ取扱ヲ爲ス者其ノ者ガ法人ナルトキハ當該業務ニ從事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者生命保險中央會ノ戰爭危險ノ保険ニ關スル業務上ノ秘密ニシテ職務上知得タルモノノヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十三条 主務大臣ハ生命保險中央會監理官ヲ置キ生命保險中央會ノ業務ヲ監視セシム

第四十四条 生命保險中央會監理官ハ何時ニテモ生命保險中央會ニ命ジ業務及財產ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第四十五条 生命保險中央會監理官ハ生命保險中央會ノ役員ノ命令若ハ公益ヲ害シタルトキ又ハ生命保險中央會ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四十六条 嘗該官吏、生命保險中央會職員、生命保險中央會ノ業務ノ取扱ヲ爲ス者其ノ者ガ法人ナルトキハ當該業務ニ從事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者生命保險中央會ノ戰爭危險ノ保険ニ關スルモノノヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十七条 左ノ場合ニ於テハ生命保險中央會ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法（第二十四條第二項ニ於テ準用スル保險業法ノ規定ヲ除

第四十八条 左ノ場合ニ於テハ生命保險中央會ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ登記ヲ爲シタルトキ

二 本法 第二十四條第二項ニ於テ准用スル保險業法第九十四條第一項及第九十八條ノ規定ヲ含ム）ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

タ）ニ基キ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受クベルトキ

四 第二十條第二項ニ於テ準用スル信託業法第九條ノ規定又ハ同條ニ基ク命令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ爲シタルトキ

五 第二十條第二項ニ於テ準用スル信託業法第十條ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ固有財産ト爲シタルトキ

六 信託法第三十九條ニ規定ニ依リテ爲スペキ信託財産ノ管理ヲ爲サタルトキ

七 信託法第三十九條ニ規定スル事務ノ處理若ハ計算ヲ爲サルトキハ財產目錄ヲ作成セザルトキ

八 正當ノ事由ナクシテ信託法第四十條ノ規定ニ依ル闇覽ヲ拒ミ又ハ説明ヲ爲サタルトキ

九 第四十四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル生命保險中央會監理官ノ命ズルコトヲ得

一 本法又ハ本法ニ基キテ登記ヲ爲シタルトキ

二 本法 第二十四條第二項ニ於テ准用スル保險業法第九十四條第一項及第九十八條ノ規定ヲ含ム）ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

スル權利義務ヲ承繼ス	第一條 損害保険中央會ハ法人トス	制度ノ適切ナル運營ニ資スルコト
信託業法第十六條第二項ノ規定	第二條 損害保険中央會ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク	ヲ目的のトス
八前項ノ場合ニ之ヲ準用ス	第三條 損害保険中央會ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場所ヲ設置スルコトヲ得	ノ引受
二項ノ下ニ「又ハ第五條第二項」ヲ加フ	第四條 損害保険中央會ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル者會社其ノ他主務大臣ノ指定スル者ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得	ノ前項第一項ノ業務ノ外損害保險合ハ此ノ限ニ在ラズ
第一百五十二條第六號中「第一條第一項」	第五條 政府ハ五千萬圓ヲ損害保險基金ハ五千萬圓トス	得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
左ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ處ス	第六條 損害保険中央會ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定ス	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
一 第五百二條ノ二ニ於テ準用スル信託業法第九條ノ規定又ハ同條ニ基ク命令ニ違反シテ信託二付補填又ハ補足ノ契約ヲ爲シタルトキ	第七條 損害保険中央會ハ役員又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ處ス	ハ損害保險中央會ニ非ザル者ハ損害保險中央會又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
二 第五百二條ノ二ニ於テ準用スル信託業法第十條ノ規定ニ違反シテ信託財產ヲ固有財產ト爲シタルトキ	第八條 損害保険中央會ハ第五條第一項ノ規定ニ依リテ爲スベキ信託財產ノ管理ヲサザルトキ	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
三 信託法第二十八條ノ規定ニ依リテ爲スベキ信託財產ノ管	第九條 損害保険中央會ハ第五條第一項ノ規定ニ依リテ爲スベキ信託財產ヲ固有財產ト爲シタルトキ	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
四 信託法第二十九條ニ規定スル事務ノ處理若ハ計算ヲ爲サズ又ハ財產目錄ヲ作成セザルシタルトキ	第十條 損害保険中央會ハ第五條第一項ノ規定ニ依リテ爲スベキ信託財產ヲ固有財產ト爲シタルトキ	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
五 正當ノ事由ナクシテ信託法第四十條ノ規定ニ依ル開闢ヲ拒ミ又ハ説明ヲ爲サザルトキ	第十一條 損害保険中央會ハ役員ト職員ニ出資スベシ	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十七條 國民好蓄組合法中左ノ通改正ス	第十二條 損害保険中央會ハ役員ト職員ニ出資スベシ	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第二條第一項第三號中「信託業務ヲ営む銀行」ノ下ニ「生命保險中央會若ハ保險會社」ヲ加フ	第十三條 理事長ハ損害保險中央會シテ理事長副理事長各一人、理事三人以上、監事二人以上及評議員若干人ヲ置ク	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十八條 第六十五條ノ規定施行前成立シタル戰爭死亡傷害保險法ニ依ル保險契約及同條ノ規定施行前為シタル行為ノ處罰ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル	第十四條 理事長、副理事長、監事及評議員ハ主務大臣之ヲ命ズ	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
損害保險中央會法案	第十五條 理事長、副理事長及理事ハ定款ノ完ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ篤ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第一章 總則	第十六條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第一條 損害保險中央會ハ損害保險中央會ノ事業	第十七條 損害保險中央會ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス	ハ損害保險中央會ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テハ此ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
都道府縣、市町村其ノ他之ニ准ズベキモノハ損害保險中央會ノ事業	第十八條 本法ニ於テ戰爭保險トハ戰時特殊損害保險法ニ依ル戰爭保險本船保險法ニ依ル戰爭保險其ノ他戰爭其ノ他の變亂ニ因ル禍害、捕獲其ノ他ノ事故又ハ商慣習ニ於テ之ニ準ジテ取扱ハル事故ノミニ保険事故トスル海上保險ヲ謂フ	ハ損害保險中央會ノ目的達成上必要アリト認ムノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外
損害保險中央會ノ業務ヲ監査ス	第十九條 損害保險中央會ハ左ノ業務ヲ行フ	前項ノ場合ニ之ヲ准用ス
評議員ハ損害保險中央會ノ業務ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問権又ハ理事長ニ對シ意見ヲ述べコトヲ得	二十條 損害保險中央會ハ再保險ニ付戰爭保險	四 前各號ノ業務ニ附帶スル業務
税、法人税及營業稅ヲ課セズ	二十一條 損害保險中央會ハ再保險ニ付戰爭保險	前項第一項ノ業務ノ外損害保險
ニ應じ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ述べコトヲ得	二十二條 損害保險中央會ハ付戰爭保險	ノ前項第一項ノ業務ノ外損害保險
法第五條ニ規定スル損害保險契約	二十三條 損害保險中央會ハ付戰爭保險	ノ前項第一項ノ業務ノ外損害保險

ル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ
燃料ニ處ス

第七章 雜則

第四十八條 本法ヲ朝鮮又ハ臺灣ニ
施行スル場合ニ於テ必要アルトキ
ハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコト
ヲ得

附 則

第四十九條 本法施行ノ期日ハ各規
定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第五
十八條乃至第六十一條ノ規定ハ昭
和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第五十條 政府ハ設立委員ヲ命ジ損
害保險中央會ノ設立ニ關スル事務
ヲ處理セシム

第五十一條 設立委員ハ定款ヲ作成
シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委
員ハ遲滞ナク出資ノ拂込ヲ政府ニ
稟請スベシ

第五十二條 前條第二項ノ拂込完了
シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク
其ノ事務ヲ損害保險中央會理事長
ニ引渡スベシ

理事長前項ノ事務ヲ受領スベシ
ルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ
於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第五十三條 損害保險中央會ハ前項ノ登記ヲ爲
スニ因リテ成立ス

第五十四條 登錄稅法中左ノ通改正
ス

第十九條第七號中「帝都高速度交
通營團」ノ上ニ「損害保險中央會」
ヲ「帝都高速度交通營團法」ノ上
ニ「損害保險中央會法」ヲ加フ

第五十五條 印紙稅法中左ノ通改正
ス

第五條第五號ノ四ノ次ニ左ノ一號

ヲ加フ 五ノ五 損害保險中央會ノ業務
ニ關スル證書帳簿

第五十六條 戰時特殊損害保險法中
左ノ通改正ス

第二條中「目的タル物ニ付」及「中
止」ノ下ニ「損害保險中央會又
ニ「損害保險中央會又ハ」ヲ加フ

第七條及第八條中「保險會社」ノ上
ニ「戰時損害保險審議會」ヲ「損害保
險審議會」ニ改ム

第十條及第十一條中「保險會社」ノ
上ニ「損害保險中央會又ハ」ヲ加フ

「戰時損害保險審議會」ヲ「損害保
險審議會」ニ改ム

第十五條第一項中「必要アリト認ムルト
キハ」ノ下ニ「損害保險中央會」ヲ
加フ

第十三條中「必要アリト認ムルト
キハ」ノ下ニ「損害保險中央會」ヲ
加フ

第五十九條 前條ノ規定施行前成立
シタル損害保險國營再保險特別會計法ハ
之ヲ廢止ス但シ昭和十九年度分ニ
付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第十六條及第十七條 刪除

第十八條第一項ヲ左ノ如ク改ム
法人稅法ニ依ル所得、營業稅法
ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依
ル利益ノ計算ニ付テハ保險會社

ノ戰爭保險又ハ地震保險ニ關ス
ル業務ニ基キ收入シタル金額ノ
全部及第五條ノ損害保險ニ關ス
ル業務ニ基キ收入シタル金額中

命令ヲ以テ定ムル額ハ其ノ總益
金ヨリ、保險會社ノ戰爭保險又
ハ地震保險ニ關スル業務ニ基キ
支出シタル金額ノ全部及同條ノ

第五十四條 登錄稅法中左ノ通改正
ス

第十九條第七號中「帝都高速度交
通營團」ノ上ニ「損害保險中央會」
ヲ「帝都高速度交通營團法」ノ上
ニ「損害保險中央會法」ヲ加フ

第五十五條 印紙稅法中左ノ通改正
ス

第五條第五號ノ四ノ次ニ左ノ一號

第五十九條 前條ノ規定スルモノヲ除クノ外損害保險國營再保險特別會計法ハ
之ヲ廢止ス但シ昭和十九年度分ニ
付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十九條 前條ノ規定施行前成立
シタル損害保險國營再保險特別會計法ハ
之ヲ廢止ス但シ昭和十九年度分ニ
付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第一級

一石ニ付

千二百圓

第二級

一石ニ付

千圓

第四級

一石ニ付

七百圓

第五級

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコー

ル

二十一度ヲ超ユルトキハアルコー

ル

二十二度ヲ超ユルトキハアルコー

ル

二十三度ヲ超ユルトキハアルコー

命令ヲ以テ定ムルアルコール分

ヲ超エアルコール分五十度ヲ超

エザル酒類麥酒ヲ除クニ付テ

ハ前項及第ニ十七條ノ二ノ規定

ニ依ル金額ヲ命令ヲ以テ定ムル

アルコール分(指定アルコール

分ト稱ス以下同ジ)ノ度數ヲ以

テ除シテ得タル金額ノ百分ノ百

二十ニ相當スル金額ヲ指定アル

コール分ヲ超ユル一度毎ニ前項

ノ規定ニ依ル酒税額ニ加算ス

同條第三項中「三十六圓」ヲ「五十

三圓」ニ改ム

第二十七條ノ二中「百分ノ三百」ヲ

四百ノ四百ニ改ム

第三十五條中「第二十七條ノ三ニ

規定スル酒類ト其ノ他ノ酒類トニ

規定期間内付テハ飲食

ノ旅館ニ於ケル宿泊ニ付テハ飲食

ヲ含ム以下同ジ)ヲ、同項第五號

中「前各號」ノ下ニ「及第七號」ヲ加

ハ同項第六號中「旅館ニ於ケル宿

泊ノ料金」ヲ洋式ノ旅館ニ於ケル

宿泊ノ料金但シ第三號ニ該當スル

場合ヲ除クニ改メ同項ニ左ノ一

號ヲ加フ

第七 洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於

ケル宿泊ノ料金但シ第三號ニ

該當スル場合ヲ除ク

イ 命令ヲ以テ定ムル一人一

泊ノ料金(以下普通宿泊料

ト稱ス)ガ七圓ニ滿タザル

宿泊 料金ノ百分ノ二十

ニ満タザルモ一人一泊ニ付領

收スベキ宿泊ノ料金ガ四圓五

十錢以上ト爲リタル場合ノ宿

泊ノ料金

第一種ノ場所

八 普通宿泊料ガ十二圓以上

モノ 入場料ガ一人一回ニ圓以上ノ

ソノ 入場料ノ百分ノ二百

第八十三條第一項第一號中「二百

八十五圓」ヲ「五百三十圓」ニ、二二

十四圓」ヲ「四十三圓」ニ、同項第一

第六十六條中「第六十二條第一

項」ヲ削ル

第六十七條中「第六十條乃至第六

十三條」ヲ「第六十條、第六十二條、

第六十三條」ニ改ム

第二項中「前條第一項」並ニ同條

第三項中「及前條第二項」ヲ削ル

第六十二條 刪除

第六十三條第二項中「前條」及

「酒税減額若ハ交付金額」同條

第二項中「前條第一項」並ニ同條

第三項中「及前條第二項」ヲ削ル

第六十六條中「第六十二條第一

項」ヲ削ル

第六十七條中「第六十條乃至第六

十三條」ヲ「第六十條、第六十二條、

第六十三條」ニ改ム

第一條ノ四中「利益」ヲ「利得」ニ改

第一條ノ四中「利益」ヲ「利得」ニ改

一項ヲ加フ
前項ノ規定ハ法令、法令ニ基ク
命令又ハ行政官廳ノ指揮若ハ幹
旋ニ依リ昭和十九年一月一日以
後昭和二十一年三月三十一日迄
ニ企業整備ノ必要其ノ他命令ヲ
以テ定ムル事由ニ因リ營業以外
ノ事業ノ全部又ハ大部分ヲ廢止
シタル個人ノ當該事業ヨリ生ズ
ル所得ニ付之ヲ准用ス

第一條ノ二十一中「昭和二十年」ヲ
「昭和二十一年」ニ、「營業」ヲ「事
業」ニ改メ「輕減又ハ免除ス」ノ下
ニ「徵用ニ因リ退職シタル者ノ退
職前ニ支拂フ受ケタル俸給、給料、
賞與又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與
ニ付昭和二十年分以降ノ乙種ノ勤
務所得ニ對スル分類所得稅及綜合
所得稅亦同ジ」ヲ加フ

第一條ノ二十二中「昭和十九年」ヲ
「昭和二十年」ニ、「十分ノ二」ヲ
「十分ノ三」ニ改メ「不動產上ノ權
利ヲ使用セシムル一切ノ場合ヲ含
ムノ下ニ「以下同ジ」ヲ加ヘ同條
ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ不動產又ハ不
動產上ノ權利ノ讓渡ガ防空法第
五條ノ十ノ規定ニ基ク命令ニ依
ルモノナルトキハ當該讓渡ニ因
リ生ズル利得ニ付テハ命令ノ定
ムル所ニ依リ臨時利得稅ヲ免除
ス

第一條ノ二十三第一項中「昭和十
九年」ヲ「昭和二十年」ニ改ム
第一條ノ二十五第一項中「十分ノ
三分ノ五」ニ改ム
第一條ノ二十六第一項中「及前二
年分」及「平均額」ヲ削リ「十分ノ
二」ヲ「十分ノ三」ニ、「十分ノ四」ヲ
「十分ノ六」ニ、同條第二項中「三
萬圓以上ノ者又ハ其ノ年中ノ營業

ノ所得金額ガ其ノ年分ノ營業ノ所
得ノ決定金額ヲ「五萬圓」ニ改メ
同條ニ左ノ一項ヲ加フ
第一項及第二項ノ規定ハ個人ノ
其ノ年中ノ乙種ノ事業所得ニ該
當スル所得ノ金額ガ其ノ年分
乙種ノ事業所得ノ決定金額ニ對
シ五割以上減少シタル場合ニ付
之ヲ准用ス

第一條ノ二十九中「三規定スル」ヲ
「又ハ臨時資金調整法ノ規定ニ依
リテ爲ス」ニ改ム
第一條ノ三十二 法人ノ納付シタ
ル罰金又ハ科料（通告處分ニ依
リ納付シタル罰金又ハ科料ニ相
當スル金額ヲ含ム）ハ法人稅法
ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純
益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ
計算上之ヲ預金ニ算入セズ
第一條ノ三十三中「所得稅法」ヲ
削ル

第一條ノ三十五中「昭和二十年」ヲ
「昭和二十一年」ニ、「第九條ノ規
定ニ拘ラズ百分ノ十二・五ノ稅率
ニ依リ特別法人稅ヲ賦課ス」ヲ「第
九條第一項ニ規定スル稅率百分
ノ十二・五トシタル場合ノ差減額ニ
相當スル特別法人稅ヲ輕減ス」ニ
改ム

第一條 命令ヲ以テ定ムル法人ガ
各事業年度ノ所得及資本ニ對ス
ル法人稅、各事業年度ノ純益ニ
對スル營業稅又ハ臨時利得稅ニ
付爲スベキ法人稅法第十八條、
營業稅法第十五條又ハ臨時利得
稅法第十五條ノ申告ノ期限ハ之
毎事業年度決算確定後六十日
以内トス

第三條 前條ニ規定スル法人ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ各事業年度
ノ所得及資本ニ對スル法人稅、
稅金ニ臨時利得稅ヲ前條ノ規定
ニ依ル申告ト同時ニ政府ニ納付
スベシ

第四條 第二條ニ規定スル法人前
條ノ規定ニ依リ法人稅、營業稅
若ハ臨時利得稅ヲ納付セザル場
合又ハ其ノ納付シタル稅額ガ納
付スベキ稅額ニ對シ不足スル場
合ニ於テハ納付スベキ稅額又ハ
不足スル稅額ニ命令ノ定ムル所
ニ依リ計算シタル金額ヲ命令ノ
定ムル所ニ依リ加算シテ之ヲ徵
收ス

第五條 法人稅法第十四條及營業
稅法第九條ノ規定ハ前條ノ規定
ニ依リ臨時利得稅ノ額ニ加算シ
タル金額ニ付テハ之ヲ適用セズ
第六條 納稅施設法第七條乃至第
九條ノ規定ハ第二條ニ規定スル
法人ニ付テハ之ヲ適用セズ
第七條乃至第十二條 削除

第十三條 同一人ニ付第一條ノ二
十及第一條ノ二十六ノ規定ニ該
法入ニ付テハ之ヲ適用セズ
第六條 紳士ノ通改正ス

第二十二條第一項中「及所得稅法
第二十一條第三項ニ規定スル預金
ノ利息並ニヲ「銀行財産預金、
市町村農業會貯金、產業組合貯金、
市街地信用組合貯金」ノ他命令ヲ
以テ定ムル預金ノ利息及ニ改ム
ノ通改正ス

第二條 政府ハ戰時災害アリタル
地方ニ於テ納付スベキ國稅及戰
時灾害ニ因ル被害者ノ納付スベ
キ國稅ニ付テハ之ヲ適用セズ
第六條 紳士ノ通改正ス

第二條 政府ハ戰時災害アリタル
地方ニ於テ納付スベキ國稅及戰
時灾害ニ因ル被害者ノ納付スベ
キ國稅ニ付テハ之ヲ適用セズ
第六條 紳士ノ通改正ス

第十四條 戰時災害國稅減免法中左
ノ二十一條第一項中「及所得稅法
第二十一條第三項ニ規定スル預金
ノ利息並ニヲ「銀行財產預金、
市町村農業會貯金、產業組合貯金、
市街地信用組合貯金」ノ他命令ヲ
以テ定ムル預金ノ利息及ニ改ム
ノ所得ニ對スル所得稅額ヲ控除
ス

第二十二條第一項中「及所得稅法
第二十一條第三項ニ規定スル預金
ノ利息並ニヲ「銀行財產預金、
市町村農業會貯金、產業組合貯金、
市街地信用組合貯金」ノ他命令ヲ
以テ定ムル預金ノ利息及ニ改ム
ノ所得ニ對スル所得稅額ヲ控除
ス

税資金工失責任審査委員會ノ詔
門トアルハ都道府縣參事會、市
參事會、町村會其ノ他ニ准ズ
ルモノノ議決トス

前項ニ於テ準用スル前條第一項
ノ規定ニ依リ賠償ヲ命ぜラレタ
ル者其ノ處分ニ付不服アルトキ
ハ都道府縣ニ對スル賠償ニ在リ
テハ主務大臣ニ訴願ヲ爲シ市町
村其ノ他ノ公共團體ニ對スル賠
償ニ在リテハ地方長官ニ訴願ヲ
爲シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ
主務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得
前項ノ賠償ヲ命ゼラレタル者賠
償金ノ徵收ニ付不服アルトキハ
都道府縣ニ對スル賠償金ニ在リ
テハ行政裁判所ニ出訴シ市町村
其ノ他ノ公共團體ニ對スル賠償
金ニ在リテハ地方長官ニ訴願ヲ
爲シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ
行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ
裁決ニ付テハ市町村長其ノ他之
ニ準ズル者ヨリモ主務大臣ニ訴
願ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴
スルコトヲ得

第十六條 輕金属製造事業法中左ノ
通改正ス

第十七條 國民貯蓄組合法中左ノ
通改正ス

第十八條 市附村農業會其ノ他
第二條第四號ノ團體ヘノ貯金ニ
シテ命令ヲ以テ定ムルモノハ國
民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ラザルモ
ノト雖モ前條ノ規定ノ適用ニ付
テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除
クノ外之ヲ國民貯蓄組合ノ幹旋
ニ依ルモノト看做ス

第十九條 不動産所得、乙種ノ配當
利子所得、甲種及乙種ノ事業所得
乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得、乙
種ノ退職所得及個人ノ總所得ニ對
スル所得稅或ニ個人ノ營業稅及臨
時利得稅ニ付テハ昭和二十年分ヨ
リ本法ヲ適用ス但シ第二十條第一
項ノ規定ノ適用ヲ妨げズ

法人ノ各事業年度ノ所得ニ對スル
法人稅、各事業年度ノ純益ニ對ス
ル營業稅及臨時利得稅ニ付テハ昭
和二十年一月一日以後ニ終了スル
事業年度分ヨリ、清算所得ニ對ス
ル法人稅ニ付テハ同年四月一日以
後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分
ヨリ本法ヲ適用ス但シ第十六條ノ
規定ハ法人ノ昭和十九年九月二十
日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ
之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ第四項ノ規定ノ適用
ヲ妨げズ

臨時租稅措置法第二條乃至第六條
ノ改正規定ハ法人ノ昭和二十年四
月一日以後ニ終了スル事業年度分
ノ法人稅、營業稅及臨時利得稅ヨ
リ之ヲ適用ス

第二十條 本法施行前ニ於ケル株式
特別ノ法人ノ各事業年度ノ剩餘金
ニ對スル特別法人稅ニ付テハ昭和
二十年一月一日以後ニ終了スル事
業年度分ヨリ、清算剩餘金ニ對ス
ル特別法人稅ニ付テハ同年四月一
日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因
ル分ヨリ本法ヲ適用ス

第二十一條 本法施行前ニ於テ從前
ノ規定ニ依リ酒稅ノ輕減又ハ交付
金ノ交付ヲ受ケ又ハ受クベカリシ
酒類ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但
シ本法施行後其ノ用途ヲ變更スル
場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
酒類ノ製造者若ハ販賣業者又ハ命
令ヲ以テ完ムル者ガ本法施行ノ際
製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ
於テ各種類ヲ通ジ合計四斗以上ノ
酒類ヲ持斯ル場合及其ノ瓶持ス
ル酒類ガ合計四斗ニ滿タザルモ命
令ヲ以テ完ムル酒類ガ合計一斗以
上ナル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以
テ製造場其ノ持者ヲ以テ製造
者ト看做シ其ノ持スル酒類ニ對
シ酒稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本
法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造
場ヨリ移出シタルモノト看做シ改
正後ノ酒稅法第二十七條、第二十
七條ノ二、第八十三條又ハ第八十
四條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額
ト從前ノ酒稅法第二十七條乃至第
二十七條ノ三又ハ第八十三條乃至
第八十四條ノ規定ニ依リ算出シタ
ル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額ト
シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收
シ命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ所持スル
ケル株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ
解散又ハ合併ニ因ル從前ノ所得稅
法第八條ニ規定スル利益ノ配當及
剩餘金ノ分配竝ニ本法施行前ニ於
平成元年一月二十日より施行ス

日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條及
第十五條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之
ヲ施行ス

第十九條 不動産所得、乙種ノ配當
利子所得、甲種及乙種ノ事業所得
乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得、乙
種ノ退職所得及個人ノ總所得ニ對
スル所得稅或ニ個人ノ營業稅及臨
時利得稅ニ付テハ改正後ノ所得
稅法第七十三條ニ規定スル納期ニ
依ル

本法施行前ニ於テ從前
ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルト
ニ付テハ酒稅法第三十八條第一項
ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルト
キ酒稅ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テハ
前ノ例ニ依ル

第二十二條 本法施行前ニ於テ從前
ノ規定ニ依リ酒稅ノ輕減又ハ交付
金ノ交付ヲ受ケ又ハ受クベカリシ
酒類ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但
シ本法施行後其ノ用途ヲ變更スル
場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
酒類ノ製造者若ハ販賣業者又ハ命
令ヲ以テ完ムル者ガ本法施行ノ際
製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ
於テ各種類ヲ通ジ合計四斗以上ノ
酒類ヲ持斯ル場合及其ノ瓶持ス
ル酒類ガ合計四斗ニ滿タザルモ命
令ヲ以テ完ムル酒類ガ合計一斗以
上ナル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以
テ製造場其ノ持者ヲ以テ製造
者ト看做シ其ノ持スル酒類ニ對
シ酒稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本
法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造
場ヨリ移出シタルモノト看做シ改
正後ノ酒稅法第二十七條、第二十
七條ノ二、第八十三條又ハ第八十
四條ノ規定ニ依リ算出シタル稅額
ト從前ノ酒稅法第二十七條乃至第
二十七條ノ三又ハ第八十三條乃至
第八十四條ノ規定ニ依リ算出シタ
ル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額ト
シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收
シ命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ所持スル
ケル株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ
解散又ハ合併ニ因ル從前ノ所得稅
法第八條ニ規定スル利益ノ配當及
剩餘金ノ分配竝ニ本法施行前ニ於
平成元年一月二十日より施行ス

酒類ニ付從前ノ酒稅法第二十七條
ノ三ニ規定スル酒類ト其ノ他ノ酒
類トニ區分シ種類、級別及アルコ
ル分毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所
ニ付ス

告スベシ

本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒
類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノ
ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルト
ニ付テハ酒稅法第三十八條第一項
ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルト
キ酒稅ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テハ
前ノ例ニ依ル

第二十三條 本法施行後一月以内ニ政府ニ申
マシテハ酒稅法第三十八條第一項
ノ規定ニ付キマシテハ、百分ノ十八
ハ、百分ノ十五ノ稅率ヲ百分ノ十八
シマシタ、即チ勤勞所得ニ付キマシテ
ハ、百分ノ二十一ニ、株式配當等ニ付キ
マシテハ百分ノ十九ヲ百分ノ二十二
ニ引上げントスルノデアリマス、唯不
動產所得ニ付テハ現行百分ノ二十一デ
アリマスガ、他ノ資產所得ト同様之ヲ
百分ノ二十三ニ止ムルヲ合理的デアル
ト認メ、尙ホ元本五千圓以下ノ預貯金
ノ利子ニ付テハ百分ノ五ヲ百分ノ七
ニ、百分ノ二ノ増徴ニ止メタノデアリ
マス、尙ホ免稅點、基礎控除、扶養家
族、生命保險料ノ控除等ハ現行通りニ
見込デアリマス、法人稅ニ付キマシテ
撥置クコト致シタノデアリマス、是
等分類所得稅ノ稅率引上ニ依リマシテ
マシテ、法人ノ所得ニ對スル稅率ヲ百分
ノ三引上げ、百分ノ三千三三致シタノデ
アリマス、右法人稅ノ増徴ト同様ノ趣旨
ハ個人ノ分類所得稅ノ引上ニ照應致シ
マシテ、法人ノ所得ニ對スル稅率ヲ百分
ノ二引上げ、百分ノ二十二ニ致シタ
ノデアリマス、之ニ依リ法人稅及ビ特
別法人稅ヲ通じ、平年度一億二千九百
萬圓ノ增收ト相成ル見込デアリマス、
ニ依リ、特別法人稅ノ稅率ニ付テモ百
分ノ二引上げ、百分ノ二十二ニ致シタ
ノデアリマス、之ニ依リ法人稅及ビ特
別法人稅ヲ通じ、平年度一億三九百
萬圓ノ增收ト相成ル見込デアリマス、
通行稅ニ付キマシテハ、稅率ヲ二等一
分ノ二引上げ、百分ノ二十二ニ致シタ
ノデアリマス、之ニ依リ法人稅及ビ特
別法人稅ヲ通じ、平年度一億三千九百
萬圓ノ增收ト相成ル見込デアリマス、
ニ引上ダル等ノ増徴ヲ行フコト致シ
タノデアリマス、之ニ依ツテ通行稅ハ
共ニ戰時下緊要ナル諸政策ノ遂行ニ
見込デアリマス、次ニ酒稅ニ付キ申述
ベマスレバ、清酒ニ付キマシテハ第一

ノ要事デアリマス、斯カル必要ニ基キ
マシテ通信事業ノ圓滑ナル運営及ビ其
ノ能力ノ增强ニ必要ナル經費ニ充當致
シマスト共ニ、併セテ國家財政強化ニ
資スル爲ニ、郵便料金ノ引上ヲ致サン
トルノデアリマスガ、書狀、葉書等
ノ通常郵便物ノ料金ハ郵便法ニ規定セ
ラレテ居リマス爲ニ、是ガ改正法律案
ヲ提出シタ次第アリマス、今回行ヒ
マス郵便料金ノ引上ハ、通常郵便料金
ノ全部ニ亘ルテ居リマスガ、郵便ハ最
モ普遍的ナ通信手段デアル點ニ鑑ミ、
引上割合ヲ可及的低クシマスト共ニ、
未熟從事員ノ增加、切手ノ調達困難等
ノ實情ニ鑑ミ、料金ノ種類、段階ヲ單
純ニシテ、以テ取扱ノ簡易化ト切手ノ
需給調節ヲ圖シタノデアリマス
(拍手)

○議長(西田忠彦君) 各案ノ審査ヲ付
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詣り致シ
マス

○小泉純也君 日程第十二乃至第十五
ノ四案ヲ一括シテ、議長指名十八名ノ
委員ニ付託サレントコトヲ希望致シマス
○議長(西田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(西田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
○議長(西田忠彦君) 御報告致スコト
○議長(西田忠彦君) 御報告致スコト
ガアリマス、議員川上嵐三君ハ去ル十
二月二十六日、議員福井甚三君ハ一月十
二日、議員福井甚三君ハ一月十八日
大正五年(マライ)半島ニ渡航セラレ、斯
時ノ先驅者トシテ先驅者ノ苦痛ト悲哀
ドリ至リニ堪ヘマセヌ、川上君及ビ飯
塚君ニ對スル甲詞ハ議長ニ於テ先例ニ
依リマシテ既ニ贈呈致シマシタ、此ノ
際三君ニ對シソレバ、弔意ヲ表スル爲
メ、發言ヲ求メラレテ居リマス、順次

ノ通常郵便物ノ料金ハ郵便法ニ規定セ
ラレテ居リマス爲ニ、是ガ改正法律案
ヲ提出シタ次第アリマス、今回行ヒ
マス郵便料金ノ引上ハ、通常郵便料金
ノ全部ニ亘ルテ居リマスガ、郵便ハ最
モ普遍的ナ通信手段デアル點ニ鑑ミ、
引上割合ヲ可及的低クシマスト共ニ、
未熟從事員ノ增加、切手ノ調達困難等
ノ實情ニ鑑ミ、料金ノ種類、段階ヲ單
純ニシテ、以テ取扱ノ簡易化ト切手ノ
需給調節ヲ圖シタノデアリマス
(拍手)

○議長(西田忠彦君) 各案ノ審査ヲ付
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詣り致シ
マス

○議長(西田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
○議長(西田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(西田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
○議長(西田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(西田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
○議長(西田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(西田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

ス、君ハ昭和四年實業界ノ有力者トシ

テ大阪商工會議所議員ニ選バレ、連續
同所ぶ當部長ノ地位ヲ余ハ或ハ大

力ト研究ハ國家ノ將ニ求ムントスル所
ニ適合シ、君ハ培玉縣第一區ヨリ推サ
レテ、其ノ岳父加藤政之助翁、志ヲ繼
明致シタイト存ジマス

ス、君ハ昭和四年實業界ノ有力者トシ
テ大阪商工會議所議員ニ選バレ、連續
同所ぶ當部長ノ地位ヲ余ハ或ハ大

力ト研究ハ國家ノ將ニ求ムントスル所
ニ適合シ、君ハ培玉縣第一區ヨリ推サ
レテ、其ノ岳父加藤政之助翁、志ヲ繼
明致シタイト存ジマス

ス、君ハ昭和四年實業界ノ有力者トシ
テ大阪商工會議所議員ニ選バレ、連續
同所ぶ當部長ノ地位ヲ余ハ或ハ大

力ト研究ハ國家ノ將ニ求ムントスル所
ニ適合シ、君ハ培玉縣第一區ヨリ推サ
レテ、其ノ岳父加藤政之助翁、志ヲ繼
明致シタイト存ジマス

ス、君ハ昭和四年實業界ノ有力者トシ
テ大阪商工會議所議員ニ選バレ、連續
同所ぶ當部長ノ地位ヲ余ハ或ハ大

力ト研究ハ國家ノ將ニ求ムントスル所
ニ適合シ、君ハ培玉縣第一區ヨリ推サ
レテ、其ノ岳父加藤政之助翁、志ヲ繼
明致シタイト存ジマス

ル舞臺デアリマシテ、實業界ニ於テ活躍セラレマシタル足跡モ極メテ顯著ナルモノガアルノデアリマス、其他奈良縣農會長、奈良縣出荷聯明會長ニ就任シテ地方產業ノ發展向上ニ盡瘁セラレマシタル功績ハ、鄉黨ノ齊シク認メテ感激措ク能ハザル所デアリマス、老來益壯ノナリシ君モ急迫セル現下ノ戰局ヲ前ニシテ、今ハ逝イテ再び歸ラザルヲ思ヒマシテ、切々トシテ感概ノ胸ニ迫ルノヲ覺エル次第デアリマス、茲ニ謹ゾデ追悼ノ辭ヲ述べ、以テ君ノ冥福ヲ祈ル次第デアリマス(拍手)
○議長(鶴田忠彦君) 越智君提出ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕
○議長(鶴田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ハ可決セラマシタ、茲ニ議長ノ手許ニ於テ起草致シマシタル文書ヲ朗讀致シマス
衆議院ハ多年憲政ノ爲ニ盡瘁セラレタル議員正五位勳三等福井甚三君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス此ノ弔詞ノ贈呈方ハ議長ニ於テ取計ラヒマス(拍手)
次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時五十八分散會

官報號外

昭和二十年一月二十二日

衆議院議事記録第四號

六〇